○外務省告示第四百九十一号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の締約国につき、平成二十一年九月十七日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年九月十五日外務省告示第四百七十五号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アルジェリア民主人民共和国	平成十三年八月二十日	平成十三年十一月二十日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年七月十六日	平成十六年十月十六日
バングラデシュ人民共和国	平成十四年十二月十八日	平成十五年三月十八日
バルバドス	平成十二年八月十一日	平成十二年十一月十一日
ベルギー王国	平成十九年三月十九日	平成十九年六月十九日
ベリーズ	平成十九年六月十四日	平成十九年九月十四日
ブルガリア共和国	平成十六年六月四日	平成十六年九月四日
カンボジア王国	平成十三年六月八日	平成十三年九月八日
クロアチア共和国	平成十二年一月三十一日	平成十二年四月三十日
キューバ共和国	平成十七年十月二十五日	平成十八年一月二十五日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日	平成十二年九月二十一日
エクアドル共和国	平成十八年九月二十八日	平成十八年十二月二十八日
エリトリア国	平成十二年二月四日	平成十二年五月四日
エストニア共和国	平成十四年七月三日	平成十四年十月三日
フィジー諸島共和国	平成十六年七月二十八日	平成十六年十月二十八日
グレナダ	平成十六年六月二十八日	平成十六年九月二十八日
ハンガリー共和国	平成十五年四月十七日	平成十五年七月十七日
アイスランド共和国	平成十二年五月十二日	平成十二年八月十二日
インド	平成十二年八月十日	平成十二年十一月十日
イラン・イスラム共和国	平成十八年十月三十一日	平成十九年一月三十一日
アイルランド	平成十四年五月七日	平成十四年八月七日
キリバス共和国	平成十九年二月五日	平成十九年五月五日
ジャマイカ	平成十五年五月二日	平成十五年八月二日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十五年十月十四日	平成十六年一月十四日
ラトビア共和国	平成十四年七月二十二日	平成十四年十月二十二日
レバノン共和国	平成十七年三月三十日	平成十七年六月三十日
リトアニア共和国	平成十八年六月二十日	平成十八年九月二十日
マラウイ共和国	平成十四年一月七日	平成十四年四月七日
モーリシャス共和国	平成十四年十二月十七日	平成十五年三月十七日
モルドバ共和国	平成十七年十月十一日	平成十八年一月十一日
ナミビア共和国	平成十四年二月二十二日	平成十四年五月二十二日
ニュージーランド	平成十三年三月六日	平成十三年六月六日
パキスタン・イスラム共和国	平成十四年四月二十五日	平成十四年七月二十五日
ポルトガル共和国	平成十三年七月二日	平成十三年十月二日
ルーマニア	平成十三年五月十八日	平成十三年八月十八日
ロシア連邦	平成十二年八月十八日	平成十二年十一月十八日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日	平成十六年九月十一日
セントルシア	平成十六年五月二十日	平成十六年八月二十日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十三年十月九日	平成十四年一月九日
サモア独立国	平成十六年五月十八日	平成十六年八月十八日
シエラレオネ共和国	平成十三年七月二十六日	平成十三年十月二十六日
トンガ王国	平成十二年六月十五日	平成十二年九月十五日
ツバル	平成十六年六月三十日	平成十六年九月三十日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成十二年三月八日	平成十二年六月八日
ベトナム社会主義共和国	平成十四年五月二十七日	平成十四年八月二十七日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
フィンランド共和国	平成十一年十二月十七日	平成十二年三月十七日

平成二十一年十月五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百九十二号

平成二十一年九月十五日にマレで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　高橋邦夫在モルディブ大使

モルディブ側　アフメド・シャヒード外務大臣

平成二十一年十月五日

外務大臣　岡田　克也